

相模原市告示第90号

令和7年度における労働報酬下限額の設定について

相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号)第6条の規定により令和7年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第7条第3項の規定により告示する。

令和7年3月1日

相模原市長 本村 賢太郎

- 1 労働報酬下限額を定めた契約の種類
相模原市公契約条例第6条第1号に規定する対象工事請負契約
- 2 労働報酬下限額
別表のとおり
- 3 適用日
令和7年4月1日

令和7年度における相模原市対象工事請負契約に係る労働報酬下限額

(単位:円)

No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額	No	職種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	3,365	18	さく岩工	4,410	35	左官	3,578
2	普通作業員	2,982	19	トンネル特殊工	4,433	36	配管工	3,027
3	軽作業員	2,025	20	トンネル作業員	3,455	37	はつり工	3,353
4	造園工	2,948	21	トンネル世話役	4,523	38	防水工	3,690
5	法面工	3,522	22	橋りょう特殊工	3,848	39	板金工	3,725
6	とび工	3,680	23	橋りょう塗装工	3,950	40	タイル工	3,027
7	石工	3,645	24	橋りょう世話役	4,433	41	サッシ工	3,522
8	ブロック工	3,375	25	土木一般世話役	3,668	42	屋根ふき工	3,780
9	電工	3,353	26	高級船員	4,265	43	内装工	3,735
10	鉄筋工	3,410	27	普通船員	3,432	44	ガラス工	3,522
11	鉄骨工	3,297	28	潜水士	5,457	45	建具工	—
12	塗装工	3,848	29	潜水連絡員	3,938	46	ダクト工	3,185
13	溶接工	4,220	30	潜水送気員	3,792	47	保温工	3,083
14	運転手(特殊)	3,533	31	山林砂防工	3,578	48	建築ブロック工	—
15	運転手(一般)	3,027	32	軌道工	6,222	49	設備機械工	3,128
16	潜かん工	4,130	33	型わく工	3,522	50	交通誘導警備員A	2,240
17	潜かん世話役	4,928	34	大工	3,387	51	交通誘導警備員B	1,970

※ 公共工事設計労務単価が設定されなかった「建具工」及び「建築ブロック工」については、労働報酬下限額を設定せず、対象労働者から除外することとする。

※ 次に掲げる労働者の労働報酬下限額については、相模原市公契約条例第6条第2号に規定する対象業務委託契約等に係る労働報酬下限額と同額の1,230円とする。

- (1) 見習、手元等の労働者として使用者が判断する労働者
- (2) 年金等の受給のため日当たり賃金を調整している労働者